

平成 18 年 6 月 1 日

各 位

会 社 名 青木マリーン株式会社
代表者名 代表取締役社長 大迫 義一
(コード番号 1875 大証第 2 部)
問合せ先 総務部長 安田 昭二
(TEL.078-856-9131)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 6 月 1 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 18 年 6 月 29 日開催予定の当社第 28 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 今後の事業展開に備えるため、現行定款第 2 条（目的）第 11 号に新たな事業目的を追加し、これに伴い号数を繰下げるものであります。
- (2) 公告閲覧の利便性の向上及び公告手続きの合理化を図り、併せて不測の事態に備えて、電子公告をすることができない場合の措置を、変更案第 5 条（公告方法）に規定するものであります。
- (3) 「会社法」（平成 17 年法律第 86 号）、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成 17 年法律第 87 号）及び関係法令が、平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり定款変更を行うものであります。
単元未満株主の権利を合理的な範囲に限定するため、変更案第 10 条（単元未満株式についての権利）の規定を新設するものであります。
議決権を代理行使する際に代理人の人数制限が会社に委ねられたことから、変更案第 17 条（議決権の代理行使）に代理人の員数を規定するものであります。
株主総会参考書類等の一部について、インターネットを利用する方法で開示することが認められたことから将来的な情報提供方法を勘案のうえ、変更案第 18 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定を新設するものであります。
取締役会の書面決議が認められたことから、取締役会の機動的な運営を図るため、変更案第 24 条（取締役会決議の省略）の規定を新設するものであります。
機動的に剰余金の配当等を実施できるようにするため、変更案第 35 条（剰余金の配当等の決定機関）の規定を新設し、剰余金の配当等を株主総会の決議によらず取締役会の決議により行うことができる旨を定めるものであります。
定款に一定の定めがあるものとみなされる規定の新設、変更のほか、会社法の規定に適応させるための加除及び修正等を行うものであります。
- (4) 経営機構改革の一環として昨年執行役員制を導入し、業務執行の迅速化と責任の明確化を図りましたことから、変更案第 19 条（員数）に規定する取締役の員数を 8 名以内に設定するものであります。
- (5) その他定款全般にわたり、表現方法の変更、語句の修正、条数の整備、条文及び条項の加除等を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	平成18年6月29日(木)
定款変更の効力発生日	平成18年6月29日(木)

(別紙)

(下線部は変更箇所であります。)

定

款

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則 (商 号) 第 1 条 当社は、青木マリーン株式会社と称し、<u>英文ではAOKI MARINE CO., LTD.</u>と表示する。	第1章 総 則 (商 号) 第 1 条 当社は、青木マリーン株式会社と称する。 <u>2.当社の英文名は、AOKI MARINE CO., LTD.と表示する。</u>
(目 的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 <u>1. 建設業</u> <u>2. 建設コンサルタント業</u> <u>3. 船舶運航事業、船舶貸渡業及び海運代理店業</u> <u>4. 内航運送業及び内航船舶貸渡業</u> <u>5. 利用運送事業、運送取次事業</u> <u>6. 船舶、建設工事用機械の設計及び製造に関するコンサルタント業</u> <u>7. 船舶の売買</u> <u>8. 産業廃棄物の処理業</u> <u>9. 不動産の売買、賃貸借、管理及び土地の造成に関する事業</u> <u>10. 損害保険代理店業</u> (新 設) <u>11. 前各号に付帯する一切の事業</u>	(目 的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 <u>(1) 建設業</u> <u>(2) 建設コンサルタント業</u> <u>(3) 船舶運航事業、船舶貸渡業及び海運代理店業</u> <u>(4) 内航運送業及び内航船舶貸渡業</u> <u>(5) 利用運送事業、運送取次事業</u> <u>(6) 船舶、建設工事用機械の設計及び製造に関するコンサルタント業</u> <u>(7) 船舶の売買</u> <u>(8) 産業廃棄物の処理業</u> <u>(9) 不動産の売買、賃貸借、管理及び土地の造成に関する事業</u> <u>(10) 損害保険代理店業</u> <u>(11) 船員派遣業</u> <u>(12) 前各号に付帯する一切の事業</u>
(本店の所在地) 第 3 条 当社は、本店を大阪市に<u>お</u>く。	(本店の所在地) 第 3 条 当社は、本店を大阪市に<u>置</u>く。
(新 設)	(機 関) 第 4 条 <u>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u> <u>(1)取締役会</u> <u>(2)監査役</u> <u>(3)監査役会</u> <u>(4)会計監査人</u>

現 行 定 款	変 更 案
(公 告 方 法) 第 4 条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。	(公 告 方 法) 第 5 条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u>
第2章 株 式 (発行する株式の総数) 第 5 条 当社の発行する株式の総数は、3,300 万株とする。	第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、3,300 万株とする。
(自己株式の取得) 第 6 条 当社は、<u>商法第 211 条ノ3 第 1 項第 2 号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u>	(自己の株式の取得) 第 7 条 当社は、<u>会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>
(新 設)	(株券の発行) 第 8 条 当社は、株式に係る株券を発行する。
(1 単元の株式の数及び単元未満株券の不発行) 第 7 条 当社の 1 単元の株式の数は、1,000 株とする。 2 .当社は 1 単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という)<u>数を表示した株券を発行しない。</u>	(単元株式数及び単元未満株券の不発行) 第 9 条 当社の単元株式数は、1,000 株とする。 2 .当社は、<u>前条の規定にかかわらず単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	(単元未満株式についての権利) 第 10 条 当会社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1)会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 (2)会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利 (3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
(名義書換代理人) 第 8 条 当会社は、株式につき、名義書換代理人をおく。 2 .名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 3 .当会社の株主名簿及び実質株主名簿（以下株主名簿等という）並びに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。	(株主名簿管理人) 第 11 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。 2 .株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3 .当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。
(株式取扱規則) 第 9 条 当会社の発行する株券の種類、株式の名義書換、単元未満株式の買取り、その他株式に関する手続き及び手数料については取締役会で定める株式取扱規則による。	(株式取扱規則) 第 12 条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

現 行 定 款	変 更 案
(基 準 日) 第 10 条 <u>当社は、毎年3月31日における最終の株主名簿等に記載又は記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u> 2 .前項のほか、定款に別段の定めがある場合を除き、必要のある場合には、<u>取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を設けることができる。</u>	(削 除)
第3章 株 主 総 会 (招 集) 第 11 条 <u>定時株主総会は、毎年4月1日から3月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じこれを招集する。</u>	第3章 株 主 総 会 (招 集) 第 13 条 <u>当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。</u>
(新 設)	(定時株主総会の基準日) 第 14 条 <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u>
(招集者及び議長) 第 12 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議により取締役社長がこれを招集しその議長となる。</u> 2 .取締役社長に事故あるときは、<u>あらかじめ取締役会で定めた順序により</u>他の取締役がこれにあたる。	(招集権者及び議長) 第 15 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u> 2 .取締役社長に事故あるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、</u>他の取締役がこれにあたる。

現 行 定 款	変 更 案
(決議の方法) 第 13 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもってこれを決する。 2 商法第 343 条の規定によるべき決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを決する。	(決議の方法) 第 16 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。
(議決権の代理行使) 第 14 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。 2 前項の株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。	(議決権の代理行使) 第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。 2 前項の株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。
(新 設)	(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第 18 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
第 4 章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第 15 条 当会社は取締役 3 名以上をおく。	第 4 章 取締役及び取締役会 (員数) 第 19 条 当会社の取締役は、8 名以内とする。

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の選任) 第 16 条 取締役は、<u>総株主の議決権の 3 分の 1</u>以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって、<u>選任する</u>。 2 .<u>取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</u>	(選任方法) 第 20 条 <u>取締役は、株主総会において選任する。</u> 2 .<u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> 3 .<u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u>
(取締役の任期) 第 17 条 取締役の任期は、<u>就任後 1 年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の<u>とき</u>までとする。 2 .<u>補欠又は増員により就任した取締役の任期は、その際在任する他の取締役の残任期間と同一とする。</u>	(任期) 第 21 条 取締役の任期は、<u>選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会<u>の終結の時</u>までとする。 (削 除)
(取締役会の招集者及び議長) 第 18 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。 2 .<u>取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により</u>他の取締役がこれにあたる。	(取締役会の招集権者及び議長) 第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2 .<u>取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、</u>他の取締役がこれにあたる。
(取締役会の招集通知) 第 19 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、<u>会日より 3 日前に発するものとする。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u> (新 設)	(取締役会の招集通知) 第 23 条 取締役会の招集通知は、<u>会日の 3 日前までに</u>各取締役及び各監査役に対して発する。 <u>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2 .<u>取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<u>(取締役会の決議方法)</u> 第 20 条 <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって、これを決する。</u>	(削 除)
(新 設)	<u>(取締役会決議の省略)</u> 第 24 条 <u>当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u>
(代表取締役及び役付取締役) 第 21 条 <u>代表取締役は、取締役会の決議によりこれを定める。</u> 2 .取締役会は、その決議により、会長、副会長及び社長各 1 名、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名をおくことができる。	(代表取締役及び役付取締役) 第 25 条 <u>取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。</u> 2 .取締役会は、その決議により、会長、副会長及び社長各 1 名、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。
<u>(取締役の報酬)</u> 第 22 条 <u>取締役の報酬は、株主総会の決議をもって定める。</u>	(削 除)
(相談役及び顧問) 第 23 条 <u>当会社は、取締役会の決議により相談役及び顧問をおくことができる。</u>	(相談役及び顧問) 第 26 条 <u>取締役会は、その決議により相談役及び顧問若干名を置くことができる。</u>
(取締役会規程) 第 24 条 <u>取締役会に関する事項は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の定める取締役会規程による。</u>	(取締役会規程) 第 27 条 <u>取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか取締役会において定める取締役会規程による。</u>
第5章 監査役及び監査役会 (監査役の員数) 第 25 条 <u>当会社は監査役3名以上をおく。</u>	第5章 監査役及び監査役会 (員数) 第 28 条 <u>当会社の監査役は、5名以内とする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(監査役の選任) 第 26 条 監査役は、<u>総株主</u>の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって、<u>選任する</u>。	(選任方法) 第 29 条 監査役は、株主総会において選任する。 2 .監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
(監査役の任期) 第 27 条 監査役の任期は、<u>就任後 4 年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の<u>とき</u>までとする。 2 .補欠により就任した監査役の任期は、<u>前任者の残任期間と同一</u>とする。	(任期) 第 30 条 監査役の任期は、<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の<u>時</u>までとする。 2 .任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了する時まで</u>とする。
(常勤監査役) 第 28 条 監査役は、その<u>互選</u>により常勤監査役を<u>1 名以上</u>おかなければならない。	(常勤の監査役) 第 31 条 監査役会は、その<u>決議</u>により常勤の監査役を選定する。
(監査役会の招集通知) 第 29 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、<u>会日より 3 日前に発するものとする</u>。 <u>但し</u>、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 (新 設)	(監査役会の招集通知) 第 32 条 監査役会の招集通知は、<u>会日の 3 日前までに各監査役に対して発する</u>。 <u>ただし</u>、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 .監査役全員の同意があるときは、<u>招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる</u>。
(監査役会の決議方法) 第 30 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>監査役の過半数をもって、これを決する</u>。	(削 除)
(監査役の報酬) 第 31 条 監査役の報酬は、<u>株主総会の決議をもって定める</u>。	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(監査役会規程) 第 32 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役会の定める監査役会規程</u>による。	(監査役会規程) 第 33 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか<u>監査役会において定める監査役会規程</u>による。
第6章 計 算 (営業年度) 第 33 条 当会社の<u>営業年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月31日までとし、3 月31日を決算期日</u>とする。	第6章 計 算 (事業年度) 第 34 条 当会社の<u>事業年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月31日までの 1 年</u>とする。
(新 設)	(剰余金の配当等の決定機関) 第 35 条 当会社は、<u>剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</u>
(利益配当金) 第 34 条 <u>利益配当金は、毎年 3 月31日現在の最終の株主名簿等に記載又は記録された株主もしくは登録質権者に対し、これを支払う。</u> (新 設)	(剰余金の配当の基準日) 第 36 条 当会社の<u>期末配当の基準日は、毎年 3 月31日とする。</u> <u>2. 当会社は、中間配当をする場合の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。</u> <u>3. 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。</u>
(中間配当) 第 35 条 <u>当会社は、取締役会の決議により毎年 9 月30日現在の最終の株主名簿等に記載又は記録された株主もしくは登録質権者に対し、中間配当（商法 293 条の 5 の規定による金銭の分配をいう）を行うことができる。</u>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(<u>利益</u>配当金の除斥期間) 第 36 条 <u>利益配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。</u>	(配当金の除斥期間) 第 37 条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</u>

以上